

番号	(1) ①、②
項目	<p>① 動物愛護管理センターで無料の不妊去勢手術を実施すること</p> <p>② 公益財団法人どうぶつ基金（以下、「どうぶつ基金」と呼ぶ）行政枠に登録すること</p>
<p>(回答)</p> <p>大阪市では、所有者不明猫の引取り数の減少と所有者不明猫を原因とする生活環境被害の軽減を目的として「所有者不明猫適正管理推進事業（街ねこ事業）」を実施しています。</p> <p>本事業は、地域に生息する猫の不妊去勢手術を行い、予め地域で定めたルールに基づいて、地域住民が主体となって適正管理していただく取組みで、市民の皆様と本市及び委託動物病院の3者協働事業として平成20年度から地域を限定したモデル事業としてスタートし、平成22年度からは市内全域を対象として実施しております。</p> <p>なお、不妊去勢手術の費用については、活動組織等から1匹あたり2,500円の負担をお願いしております。これは3者協働事業として事業を実施するにあたり、3者がそれぞれ応分の負担をするべきとの考えのもと、責任をもって猫の適正管理を続けて頂ける活動組織等に参画頂くためのものであり、本市からも1匹あたりオス7,500円、メス10,500円を負担しております。</p> <p>不妊去勢手術の実施にあたっては、対象となった地域へ必要に応じ本市が捕獲檻を貸し出し、活動組織から手術対象猫を確保したとの連絡を受けた後、本市動物管理センター分室の職員が当該猫の健康状態等を確認した上で委託動物病院へ搬送しています。委託動物病院で不妊去勢手術を受けた後、本市職員が活動組織へ猫を返却し、地域へ返されたのち、一代限りとなった猫の適正管理を、活動組織を代表とする地域で行っていただきます。</p> <p>また、本事業の対象地域が市内全域であることから、同時に複数の地域から多匹数の猫の手術が必要となる場合があり、猫の搬送業務の効率化と手術の実施体制に支障をきたすことがないように、不妊去勢手術の業務委託先を十分に確保するために令和6年7月時点で35の動物病院と業務委託契約を締結しております。</p> <p>一方で、現在の制度を始めてからも平成30年度からは市民負担額を5,000円から2,500円に減額しており、令和6年度からは大阪市「所有者不明猫適正管理推進事業」実施細目を改正し、従来地区指定を受けるにあたり活動地域の住民代表者等の合意書の添付を必須とする条件を緩和するなど、市民がより使いやすい制度となるように都度見直しを進めてきたところです。</p> <p>これまでの事業実績は別添資料のとおりであり、継続して一定数の地域で事業を実施できていると、市民の皆様にご利用いただいております。</p> <p>また、多くの野良猫の不妊去勢手術を動物管理センターで継続的に実施することについては、所内感染症拡大防止措置の問題、人的問題、予算確保の問題などの課題もあります。</p> <p>今後も本事業の継続性と本事業が地域、委託動物病院、行政の3者協働事業であるという趣旨を踏まえつつ、推進して参りますので御理解いただきますようお願いいたします。</p>	
担当	健康局 健康推進部 生活衛生課 乳肉衛生・動物管理グループ 電話:06-6208-9996

番号	(2)
項目	ノラ猫対策事業の対象の猫について、住宅密集地と都市公園に生息する飼い主のいない猫に限定せず、大阪市内に生息するすべての飼い主のいない猫に拡大してください。
<p>(回答)</p> <p>「所有者不明猫適正管理推進事業（街ねこ事業）」は、所有者不明猫をこれ以上増やさない、そして、地域住民と猫が共生するという考え方にに基づき、地元の合意（十分な理解）のもと、猫の不妊去勢手術を行い、その一代限りの命となった猫を、地域の猫として予め地域で定めたルールに基づいて、地域の皆様が主体となって適正に管理する取組みです。この取組みにより、所有者不明猫による様々な生活環境被害や猫の数が減っていくことが期待できます。</p> <p>本事業は、活動を予定している地域内の住民による申請を原則としておりますが、商業施設や商店街、工場などの施設の管理者や従事者など、必ずしもその場所に居住していない場合も、住民からの申請と同様に活動地域における事業の周知、趣旨の理解及び合意形成等がなされ、ルールに基づく事業活動が行われるのであれば、本事業を活用して頂くことは可能であり、住宅密集地や都市公園に活動範囲を限定しているわけではございません。</p> <p>ただし、港湾地区や河川敷など、特定の管理者により管理されている場所において本事業に基づく活動を行うためには、当該管理者の承諾は必要であると考えております。管理者に対し、当局では必要に応じて本事業の内容及びその効果についての説明は行いますが、最終的な判断は管理者に委ねられます。</p>	
担当	健康局 健康推進部 生活衛生課 乳肉衛生・動物管理グループ 電話：06-6208-9996

番号	(3) ① ア
項目	ア 「当該地域を代表する組織の同意を得ること」の要件について、街ねこ事業と同様に『申請書には、A.活動地域の住民代表者等の合意書又はB.本事業実施にあたっての周知の方法、内容及び範囲の詳細を記した書類を添付することとする。』に緩和してください。
<p>(回答)</p> <p>公園猫適正管理推進サポーターへの登録に際しては、原則として「所有者不明猫適正管理推進事業」実施要綱に基づく地区指定を受けていることを要件としており、公園内での活動が当該地区指定にかかる取り組みの一環として行われる場合は既に地域の合意を得ているものとして、地域の同意書の提出を省略することができます。</p> <p>また、例外的に正当な理由があつて当該地区指定を受けることができない場合は、公園猫の適正管理及び匹数の減少を市民との協働及び市民の相互理解のもとに行うという「公園猫適正管理推進サポーター制度」の趣旨を鑑みて、地域の合意を得ることを求めています。</p> <p>合意の手法については、所有者不明猫適正管理推進事業の要件との整合を踏まえつつ、公園では様々な利用者が存在していることを考慮しながら検討してまいります。</p>	
担当	建設局 公園緑化部 調整課 企画運営担当 電話：06-6615-6759

番号	(3) ① イ
項目	イ 『申請書に B.を添付する場合 活動組織が活動地域の住民に対し本事業実施について予め十分に説明し、特段の反対がないこと』に緩和してください。
<p>(回答)</p> <p>所有者不明猫適正管理推進事業の地区指定を受けることができない場合の公園猫適正管理推進サポーターへの登録に際しては、公園猫の適正管理及び匹数の減少を市民との協働及び市民の相互理解のもとに行うという「公園猫適正管理推進サポーター制度」の趣旨を鑑みて、地域の合意を得ることを求めています。</p> <p>合意の手法については、所有者不明猫適正管理推進事業の要件との整合を踏まえつつ、公園では様々な利用者が存在していることを考慮しながら検討してまいります。</p>	
担当	建設局 公園緑化部 調整課 企画運営担当 電話：06-6615-6759

番号	(3) ① ウ
項目	ウ 「当該公園愛護会の了承を得ること」の要件を「公園事務所から公園愛護会に連絡する」に緩和してください。
<p>(回答)</p> <p>公園愛護会と公園猫適正管理推進サポーターについては、従前より公園愛護会が清掃活動等を実施していることから、同じ公園内で活動される市民ボランティア同士の関係性や、それぞれの活動に関する相互理解が必要となるため、公園愛護会の了承を得ることを求めています。</p> <p>公園管理者としましては、公園猫適正管理推進サポーターに対して、公園愛護会の紹介を行うことに加え、公園愛護会の理解を得ることが困難な場合において、双方の相互理解が得られるよう、適宜、サポートを行います。</p>	
担当	建設局 公園緑化部 調整課 企画運営担当 電話：06-6615-6759

番号	(3) ② ア
項目	<p>ア 公園猫サポーターは、公園全体の清掃に協力することが求められていますが、それに要する費用は公園猫サポーターがすべて自己負担しています。公園の清掃に係る費用について、支援をしてください。</p>
<p>(回答)</p> <p>公園の環境保全の観点から、公園猫適正管理推進サポーターとして活動されている場所の周辺清掃に加え、他の公園利用者も気持ちよく利用できるよう、公園猫の排泄物等の清掃をお願いしております。</p> <p>あわせて、活動について他の公園利用者や地域の人たちが受け入れやすくなるよう、その他のごみについても清掃をお願いしているところでございます。</p> <p>今後も公園猫適正管理推進サポーターの活動状況やご意見等の把握を行いながら、支援及び協力の内容について検討してまいります。</p>	
担当	建設局 公園緑化部 調整課 企画運営担当 電話：06-6615-6759

番号	(3) ② イ
項目	イ 公園猫サポーター制度における去勢不妊手術でも、どうぶつ基金の行政枠チケットを導入してください。
<p>(回答)</p> <p>公園猫適正管理推進サポーター制度における去勢不妊手術につきましては、「所有者不明猫適正管理推進事業」を活用しており、(1) ①、②の回答のとおりです。</p>	
担当	建設局 公園緑化部 調整課 企画運営担当 電話：06-6615-6759

番号	(4) ア
項目	ア 「入居者の 4 分の 3 以上の合意」という要件を、街ねこ事業と同程度に緩和してください。
<p>(回答)</p> <p>市営住宅では、猫などの動物飼育は原則禁止としており、市営住宅敷地内での猫への餌やりも動物飼育に該当するものとして認めていませんが、本市健康局が実施している「所有者不明猫適正管理推進事業」は、所有者のいない猫による生活環境被害の軽減に資するものであることから、現在、市営住宅敷地内において「所有者不明猫適正管理推進事業」を行うことを例外的に認めること（以下「住宅敷地ねこ活動」といいます。）についてのモデル実施を行っています。</p> <p>本件モデル実施においては、大阪市「所有者不明猫適正管理推進事業」実施要綱（以下「実施要綱」といいます。）の規定に準じてモデル実施のルールを定めており、住宅敷地ねこ活動の開始時に必要な条件の 1 つである「当該入居者（名義人等世帯を代表する者）から 4 分の 3 以上の合意を得ること」は、実施要綱第 5 の 2 「…地域に応じた住民総意によるルールを策定し、その周知に努める」の「住民総意」の条件を具体的に定めたものです。</p>	
担当	都市整備局 管理課 管理グループ 電話：06-6208-9261

番号	(4) イ
項目	イ 費用負担を軽減するため、どうぶつ基金の行政枠チケットで不妊去勢手術を実施できる仕組みを整えてください。
<p>(回答)</p> <p>住宅敷地ねこ活動は、市営住宅敷地内において「所有者不明猫適正管理推進事業」を行うものであり、費用負担の問題につきましては、1 (1) ②の回答のとおりです。</p>	
担当	都市整備局 管理課 管理グループ 電話：06-6208-9261

番号	(4) ウ
項目	ウ 市営住宅敷地内における飼い主のいない猫対策について、積極的に周知してください。
<p>(回答)</p> <p>住宅敷地ねこ活動につきましては、現在、モデル実施として、当該活動を実施したいという要望が既にあった団地から導入し、実施状況の検証を行い、必要に応じて実施方法などを見直しているところです。モデル実施の周知については、リーフレットを各住宅管理センターの窓口に設置しているほか、自治会等から活動実施開始の相談があれば、モデル実施の対象となるよう住宅管理センターの職員が集会所に出向いて丁寧に説明するなどしております。</p>	
担当	都市整備局 管理課 管理グループ 電話：06-6208-9261